

提出年月日 8. 2. 4

受理年月日 8. 2. 4

陳情第34

石岡市における相続財産を相続放棄してしまい管理されなく放置された空家、空き地に係る対策を求める陳情

貴職には、魅力的で活力溢れる石岡市をつくるためご尽力され誠にありがとうございます。

ご存知のとおり当市も人口減少が続き、特に八郷地区においては若者が婚姻、就職で市外に転出して当市へ戻らない市民が増加しております。また、実家に残った両親が死亡し、その財産の維持管理ができないために相続放棄をしてしまう相続人が増加しています。

その相続放棄された「空家、空き地」には、雑草の繁茂、隣地境界を超えての樹木の枝の伸びなど治安の悪化、土地取引価格の下落、火災の発生、獣害の発生、景観の悪化、害虫発生など市民生活に悪影響を及ぼしており、社会問題となっております。

このような土地、家屋の相続放棄が原因で近隣住民が困っている場合、次のような対応を講じてくださるよう陳情します。

(1) 石岡市役所が相続放棄された土地、家屋を現地調査し、石岡市長の職務権限で空家バンクに登録し県外・市外から当市に移住したい方に優先的に土地、家屋を斡旋すること。

(2) 相続人等と連絡をとり、管理できない家屋・土地の売却を不動産会社へ相談するよう指導すること。

(3) 「相続土地国庫返納制度の手続き」があることを指導すること。

(4) 空家等解体費用補助金交付額を増額すること。

石岡市で実施された令和3年度石岡市空家等実態把握調査によると1,663件の空家が存在しており、当市においては、今現在、人口減少を食い止める有効的な手段はなく、さらに空家、空き地は増加することになるでしょう。

石岡市に住んで良かったと感じられるよう、安全・良質で安心できる居住環境の実現に向けて、様々な施策を講じてくださるよう陳情いたします。

【委員長報告趣旨】

委員からは、「陳情者の願意は一定程度理解できるころではあるが、この陳情内容全体を見たときに、実現が困難な対策も含まれていると思うので、不採択でよろしいのかなと思う」といった意見が出されました。

【結果】

不採択